Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件

一　事業所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
上海事務所	5th Floor, No. 1288 Wai Ma Lu, Huangpu district, 200011 Shanghai, CHINA
ウルム事務所	Neue Strasse 76／78 D 89073 ULM, GERMANY
アントワープ事務所	Schalïënstraat 5　2000 Antwerp BELGIUM
ロッテルダム事務所	Building "Willemswerf" Boompjes 40　3011XB ROTTERDAM, NETHERLANDS
フローニンゲン事務所	Marcellus Emantslaan 1A 9721TK GRONINGEN, NETHERLANDS
ヴェニス事務所	Via Torino, 151／E-30172-VENICE, ITALY
ヨーテボリ事務所	Fabriksgatan 13 SE-41250 GOTHENBURG, SWEDEN
コペンハーゲン事務所	Vesterbrogade 149 DK-1620 Copenhagen V, DENMARK
ヘルシンキ事務所	Eerikinkatu 6 B 20100 Turku, FINLAND
トゥルク事務所	Eerikinkatu 6 B 20100 Turku, FINLAND

(二)　変更年月日　令和八年五月十五日

○国土交通省告示第六百六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査並びに危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う一般社団法人日本海事検定協会九州第一事業所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号
変更後	福岡県北九州市戸畑区小芝三丁目８番16号

(二)　変更年月日　令和八年六月一日

○防衛省告示第百四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月八日から同月十四日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

○東北地方整備局告示第八十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和八年六月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

東北地方整備局長　西村　拓

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月八日から同月十四日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。